

第6章 その他の運用

第1節 早期審査（審理）・優先審査・面接等

[1] 特許・実用新案

特許出願の中には、様々な事情で権利化を急いでいるものがあります。こうした出願人のニーズに対応するため、特許庁では早期に審査・審理を行う制度を設けています。出願人が実施している発明や外国にも出願している発明、さらには、震災により被災した企業・個人等の発明等は早期審査・早期審理制度を、第三者により自分の発明が実施されている場合は優先審査制度を利用すれば、早期に審査・審理が開始されます。早期の権利化を望む場合には、早期審査（審理）・優先審査制度の利用をご検討下さい。

また、平成25年4月より、インターネット回線を利用した新たなテレビ会議システムを導入しました。インターネット回線を利用してご自身のPCから面接に参加できます。審査官との意思疎通を図り、円滑に審査手続を進めるため、テレビ面接を是非ご利用下さい。

（1）早期審査・早期審理・スーパー早期審査・優先審査

① 早期審査・早期審理

早期審査・早期審理制度は、一定の条件を満たす出願について、出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う制度です。

- a) 実施関連出願
- b) 外国関連出願
- c) 大学・TLO等の特許出願
- d) 中小企業・個人の出願
- e) グリーン関連出願
- f) 震災復興支援関連出願

出願人からの要請に応じて
審査・審理を通常よりも早く行う
■審査請求料以外は無料

通常一次審査通知までの期間は、
審査請求から約10月



平均2.3月で一次審査
(2017年実績)

1) 早期審査・早期審理の対象

特許出願が以下の a) ～ g) のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理を申請することができます。

a) 出願人本人又は出願人から実施許諾を受けた者（ライセンシー）がその発明を実施（生産、販売、輸入など）しているか、又は2年以内に実施予定の特許出願（「実施関連出願」といいます。）

b) 出願人がその発明について外国出願・国際出願している特許出願（「外国関連出願」といいます。）

c) 出願人の全部又は一部が、学校教育法で定められた大学・短期大学及び高等専門学校、各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校、国立、公立及び独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認 TLO 又は認定 TLO）である特許出願

d) 出願人の全部又は一部が、中小企業基本法等に定める中小企業又は個人である特許出願

e) 環境関連技術（グリーン技術）に関する特許出願

f) 出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く。）に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である特許出願

g) 出願人の全部又は一部が、アジア拠点化推進法に基づき認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、当該研究開発の成果に係る発明に関する特許出願

なお、早期審理については、上記 a) ～ g) 以外に、第三者がその発明を業として実施している出願も対象となります。

2) 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査の申請は、審査請求時、又はその後に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書には、書誌的事項の他に、早期審査の申請を行う事情や先行技術及び当該先行技術との対比説明等を記載します。出願人が中小企業や個人等の場合は、知っている文献を記載すれば先行技術調査を実施する必要はありません。早期審理の場合は、書誌的事項と、早期審理の申請を行う事情を記載してください（審判請求時に十分な先行技術文献の開示と対比説明とを行っている場合はそれらを記載する必要はありません）。

なお、早期審査・早期審理の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

3) ベンチャー企業対応面接活用早期審査

ベンチャー企業による出願※であって「実施関連出願」である場合には、ベンチャー企業対応面接活用早期審査（以下、「面接活用審査」という。）が利用できます。面接活用審査では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得

につながります。また、早期審査のスピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得できるようにします。

面接時には例えば以下のとおり行います。

- ・出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・審査官は、特許庁のベンチャー関連施策等について紹介します。

※ベンチャー企業による出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

(i)その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

(ii)常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人）以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人*

(iii)資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人*

*他の法人に支配されていないこととは以下のa.及びb.に該当していることを指します。

a.申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと

b.申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

ベンチャー企業面接活用早期審査については、下記をご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>

② スーパー早期審査

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを原則1ヶ月以内で行い、さらに、二次審査についても、意見書・手続補正書の提出から1ヶ月以内に行う等、早期審査制度よりも更に早期に審査を行うものです。

1) スーパー早期審査の対象

特許出願が以下のa)、b)の両方の条件を満たしている場合、スーパー早期審査を申請することができます。

a)「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること、又はベンチャー企業による出願であって「実施関連出願」であること

b)スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること

2) スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請は、早期審査の申請と同様に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書において「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。

なお、スーパー早期審査の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/patent/document/super_souki_qa/supersoukisinsa.pdf

③ 優先審査（特許法第48条の6）

1) 優先審査の対象

出願公開後、第三者がその特許出願に係る発明を業として実施しており、出願人と実施者の間で生じている紛争を早期に決着する必要がある特許出願。

2) 優先審査の手続

優先審査の申出は、優先審査に関する事情説明書の提出により行います。

この事情説明書には、実施の状況、第三者による実施等による影響等を記載し、警告状の写し、第三者が実施している事実を証明する書類等を添付する必要があります。

なお、優先審査の申請手続きは、**無料**です。ただし、書面での申出に対しては、データエントリー料（電子化のための手数料）をいただきます。

（2）審査官との面接審査

拒絶理由の通知等に対して、審査官と直接面談し、自己の発明の技術的な説明を行うことができます。面接審査の依頼は、電話、ファクシミリ又は上申書を提出することにより行います。

面接審査では、特許請求の範囲に記載された自己の発明と拒絶理由等に記載されている引用文献との技術的な対比などを中心に自己の意見を述べるとともに、審査官の意見を聞き、今後の対処方針を検討することができます。また、出願人の利便を図る観点から、次のような面接審査を実施しています。

① 出張面接審査

特許庁から遠距離の方々のために、出張面接審査を実施しております。この出張面接審査は、全国各地の面接会場や（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）に審査官が出張して面接審査を行うものです。

（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、第1、第3金曜日を面接審査の重点実施日に設定し、積極的に実施しています。

1) 申込できる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など。）

2) 申込要領

担当審査官、地域イノベーション促進室又は特許庁ホームページの面接審査申込フォームからお申込ください。お名前や住所、出願番号、希望実施場所等をご連絡ください。(代理人がいる場合は代理人を通じてご連絡ください)

申し込みいただいた方には、必要な情報を確認させていただき、調整の上、出張面接審査の日時、実施場所を回答させていただきます。

ただし、日程調整が困難な場合や申込が集中した場合等には、出張面接審査を行えないこともありますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室

電話:03-3581-1101 内線 3104 E-mail:PA2103@jpo.go.jp

② テレビ面接審査

出願人・代理人がお持ちの機器（P C、モバイル端末等）と特許庁に設置のテレビ面接システムとを接続して行う面接です。

機器（P C、モバイル端末等）をお持ちでない場合でも、(独)工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）及び全国の経済産業局等知的財産室でテレビ面接をご利用いただけます。

1) 申込できる方

代理人（代理人がいない場合は出願人本人や知的財産部員など。）

2) 申込要領

テレビ面接システムを用いた面接審査の申込は、通常の間接審査と同様に、電話、ファクシミリ又は上申書を提出することにより行います。申込にあたっては、電子メールアドレスが必要となりますので、御準備ください。面接の申込後、テレビ面接の時間が確定したら、上記電子メールアドレス宛てに、特許庁の地域イノベーション促進室（PA2103@jpo.go.jp）から招待メールが届きます。

お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室

電話:03-3581-1101 内線 3104 E-mail:PA2103@jpo.go.jp

(3) 事業戦略対応まとめ審査

平成25年4月から、企業の事業展開を支援することを目的に、事業に必要な知的財産(特許・意匠・商標)を分野横断的に、必要なタイミングでの権利化を可能とする「事業戦略対応まとめ審査」を行っています。

「事業戦略対応まとめ審査」は、出願人が審査官に対して事業説明を行うことで、審査官は、事業の概要や事業における発明等の位置付けを正確に把握した上で審査を行います。このため、事業に役に立つ権利取得が可能であるとともに、各分野の審査官が必ず協議を行う

ことで、ばらつきのない審査を実現させています。

1) 事業戦略対応まとめ審査の対象となる出願群

新規な事業や、国際展開を見据えた事業に関連する製品やサービス等を構成するための複数の特許出願からなる出願群であって、以下(a)から(c)に示す要件をすべて備えたものを事業戦略対応まとめ審査の対象とします。なお、出願群には意匠登録出願、商標登録出願を含んでもよいものとします。

(a) 原則※として、審査着手前の出願であること

※事業の中に位置づけられる特許等の出願であるならば、着手済み案件も含めることができます。

(b) 出願群に含まれる特許出願のうち、少なくとも1つは「外国関連出願」又は「実施関連出願」のいずれかの要件を満たしていること

(c) 新規な事業や、国際展開を見据えた事業の中に位置づけられる特許等からなる出願群であること

2) 事業戦略対応まとめ審査の申請手続について

事業戦略対応まとめ審査の希望申請は、随時受け付けます。下記まで、事業戦略対応まとめ審査を希望する旨と、申請書の送付に必要な出願人側担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）をお知らせ下さい。

お問い合わせ先：特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班

電話：03-3581-1101 内線 3107 E-mail:PA2160@jpo.go.jp

3) 事業戦略対応まとめ審査の進め方

まとめ審査の対象となった場合、出願人と特許庁側の担当者との間で、事業説明、面接（必要に応じて実施）、審査着手のスケジュールについて調整を行いながら審査を進めていきます。

(a)事業説明

事業説明では、まとめ審査を担当する審査官に対し、事業の概要（新製品や新たなサービスの概要）、事業戦略（実施予定、国際展開予定）、事業における出願の位置付け等について審査官に対し、説明を行ってください。

(b)面接

面接では、個々の出願についての技術説明や、先行技術との対比説明、補正案の検討を行

うことができます。

(c) 審査着手

事業説明、面接（審査着手前に実施した場合）、各案件を担当する審査官との間での協議を踏まえた上で、調整したスケジュールに従って、審査官チームの各審査官は担当案件の審査を行います。

その他、事業戦略対応まとめ審査の詳細については、特許庁ホームページをご覧ください
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

〔２〕 意匠

（１）早期審査・早期審理制度

意匠においては出願意匠が早期に実施（製造・販売等）されることが多く、権利設定前の意匠に対する模倣品が発生することもあり、その社会的影響は大きいことから、こうした早期権利化を必要とする出願に対応するため早期審査・早期審理制度があります。

早期審査・早期審理制度を利用するに当たっては、以下の要件を満たす意匠登録出願・審判事件について、それぞれ「早期審査に関する事情説明書」、「早期審理に関する事情説明書」を特許庁に提出する必要があります。なお、早期審査・早期審理に関して特許庁に対する手数料は**無料**です。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

- a) 模倣品対策
- b) 警告
- c) 実施許諾

② 外国関連出願

③ 震災復興支援関連出願

出願人からの
要請に応じて
審査・審理を通
常よりも早く
行う

通常一次審査結果通知までの平均期間
は、出願から約6月



事情説明書の提出から
平均1.9月で一次審査結果通知
通知

[早期審査・早期審理の対象となるための要件]

意匠登録出願（意匠登録出願に係る審判事件）が以下の①～③のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理の対象と認められます。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願（意匠登録出願に係る審判事件）であって、さらに以下のいずれかに該当する場合。

- a) 第三者が許諾なく、その出願意匠又は出願意匠に類似する意匠を実施（実施準備を含む）している場合
- b) 第三者から警告を受けている場合
- c) 第三者から実施許諾を求められている場合

② 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願（審判事件）である場合

③ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く。）に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である場合

ただし、例えば次のような場合、早期審査・早期審理の対象と認められません。

①, a) について、第三者による模倣品の実施あるいは実施準備行為を示す事実がなく、模倣品が流出する可能性があることをのみを理由とする場合。①, c) について、出願人自身の実施のみを目的とする場合や、社長の個人名で出願した意匠登録出願に対し、同社から社長に実施許諾の依頼があった場合。③について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へ出願した意匠がわかる書面が不足している場合。

早期審査、早期審理の対象となるための要件に関する詳細は、特許庁のホームページ（特許庁→制度・手続→意匠→審査→早期審査・早期審査制度→「意匠早期審査・早期審理制度の概要」）をご参照ください。

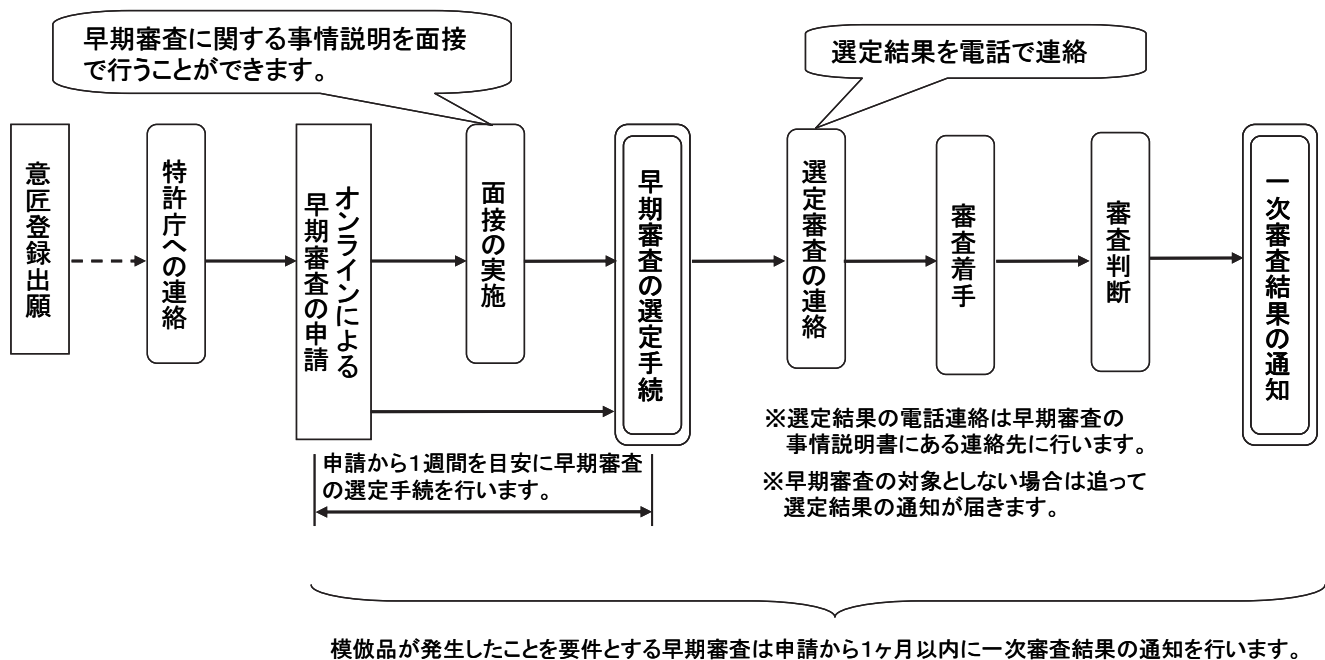
(<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyousoukisinri.html>)

[模倣品対策に対応した意匠登録出願の早期審査制度の新たな運用]

上記の要件のうち、①, a) の模倣品対策の場合については、次のフロー図の手続で早期審査が行われます。

なお、詳細は、特許庁のホームページ（特許庁→制度・手続→意匠→審査→早期審査・早期審査制度→「模倣品対策に対応した意匠出願の早期審査制度の新たな運用について」）をご参照ください。

(https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/new_de_ap_2005.html)



(2) 審査官との面接

出願人や代理人は、意匠登録出願の審査に関する円滑な意志疎通を図るために審査官と面接を行うことができます。自己の意匠と引用意匠との対比などを中心に審査官に対して意匠の特徴を説明できるとともに、拒絶理由通知等について審査官の見解を直接確認することで、より適切な対応を検討することができます。

また、意匠も特許と同様に、出張面接及びテレビ面接を実施しています。

(3) 外国での権利取得

意匠権の効力は、意匠権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて他国まで及ぶものではありません。

外国で意匠権を取得するためには、権利を取得したい国・地域の特許庁に対して直接出願する必要があります。

〔 3 〕 商 標

（ 1 ） 商 標 早 期 審 査 ・ 早 期 審 理

商標早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く実施する制度です。早期の権利化を希望される方は、ぜひ活用をご検討ください。手数料は不要です。

※平成 29 年から、ライフサイクルの短い商品・役務を扱う事業者等の早期権利化の要請にさらに応えるため、「一部の商品について既に使用している又は使用の準備を相当程度進めており、かつ、類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願」等を早期審査の対象に加えています。また、平成 30 年 10 月 1 日以降の出願を対象として「ファストトラック審査」の試行を開始しています。指定商品・指定役務の記載が一定の条件を満たす商標登録出願について通常よりも 2 カ月程度早く最初の審査結果通知を行います。

新たに加わった要件やファストトラック審査に該当する出願は、指定商品・指定役務に係る拒絶理由に該当する可能性が低いことから、権利化までの期間も非常に短くなるという効果も期待されます。是非ご活用ください。

なお、ファストトラック審査については以下をご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

①商標早期審査・早期審理を申請するメリット

- ・ 通常の審査・審理に比べて、審査結果・審理結果を早く得ることができます。
- ・ 早期審査を申請した出願の平均審査順番待ち期間は、早期審査の申請から平均 1.7 か月となっており（平成 30 年実績）、通常の出願と比べて大幅に短縮されています。
- ・ また、早期審理を申請した場合には、申請後、審理可能となってから平均 2.9 か月で審決を発送しています（平成 30 年実績）。

②早期審査の対象となる出願

以下の対象(1)から対象(3)のいずれかに該当する商標登録出願が対象です。既に出願されているものについても対象となります。ただし、新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標）については、その審査の特殊性から審査の質を確保するため、当面、早期審査の対象外とします。また、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（日本を指定国とする出願）についても、国内出願とは審査のスキームが異なる等の理由により、当面、早期審査の対象外とします。

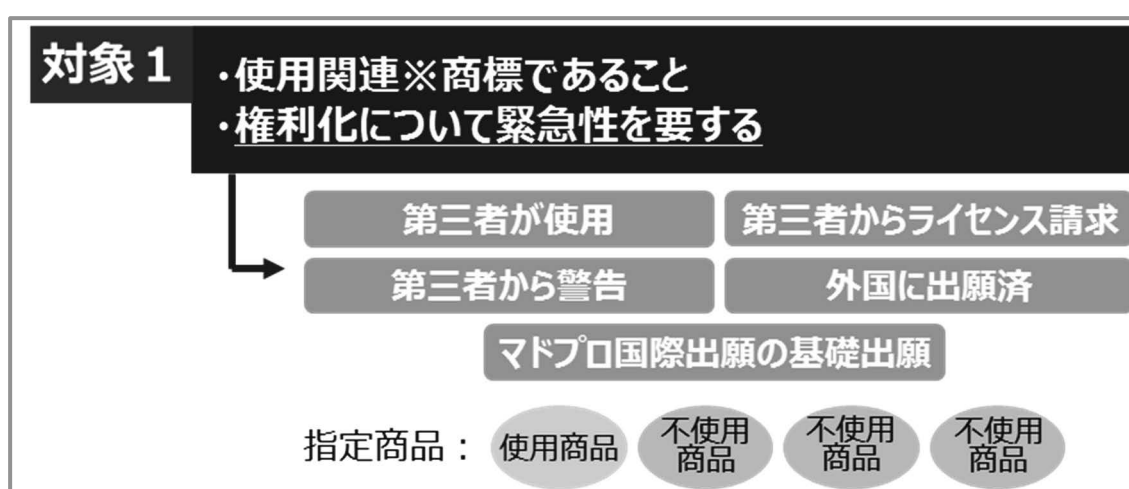
【対象 1】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準

備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願

※「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- a) 出願商標について、第三者が無断で使用又は使用の準備を相当程度進めている場合
- b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
- e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合

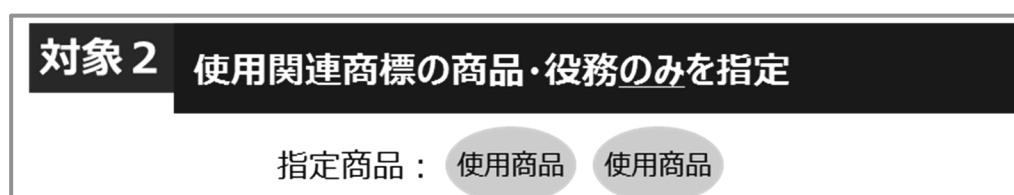


※使用関連：出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている状態

【対象 2】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めないと認められない商品・役務を含む場合には、それを削除する補正が必要となります。補正は、可能な限り早期審査の申請前又は申請と同時に行ってください（遅くとも、早期審査の選定時までの補正が必要です）。



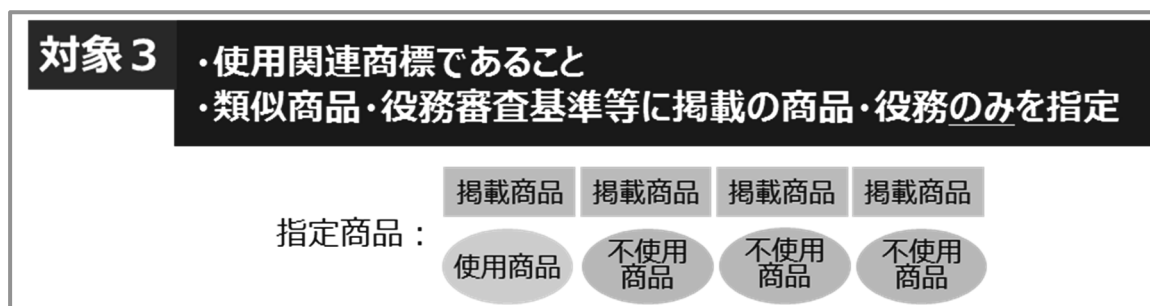
【対象3】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されていない商品・役務を含む場合には、それを削除する補正が必要となります。補正は、可能な限り早期審査の申請前又は申請と同時に行ってください（遅くとも、早期審査の選定時までの補正が必要です）。

※「類似商品・役務審査基準」等とは、次のものを指します。

- ・類似商品・役務審査基準
- ・商標法施行規則 別表（第六条関係）
- ・商品・サービス国際分類表（ニース分類）



③ 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査・早期審理の申請には、「早期審査（早期審理）に関する事情説明書」の提出が必要となります。

- a) 提出者：出願人（審判請求人）又はその手続をする代理人
- b) 提出方法：オンライン又は書面
- c) 提出時期：商標登録出願の日（審判請求の日）以降いつでも提出可能
- d) 手数料：不要

手続の詳細は、特許庁ホームページで公開している「商標早期審査・早期審理ガイドライン」をご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/document/shkouhou/tt1208-023guide.pdf>

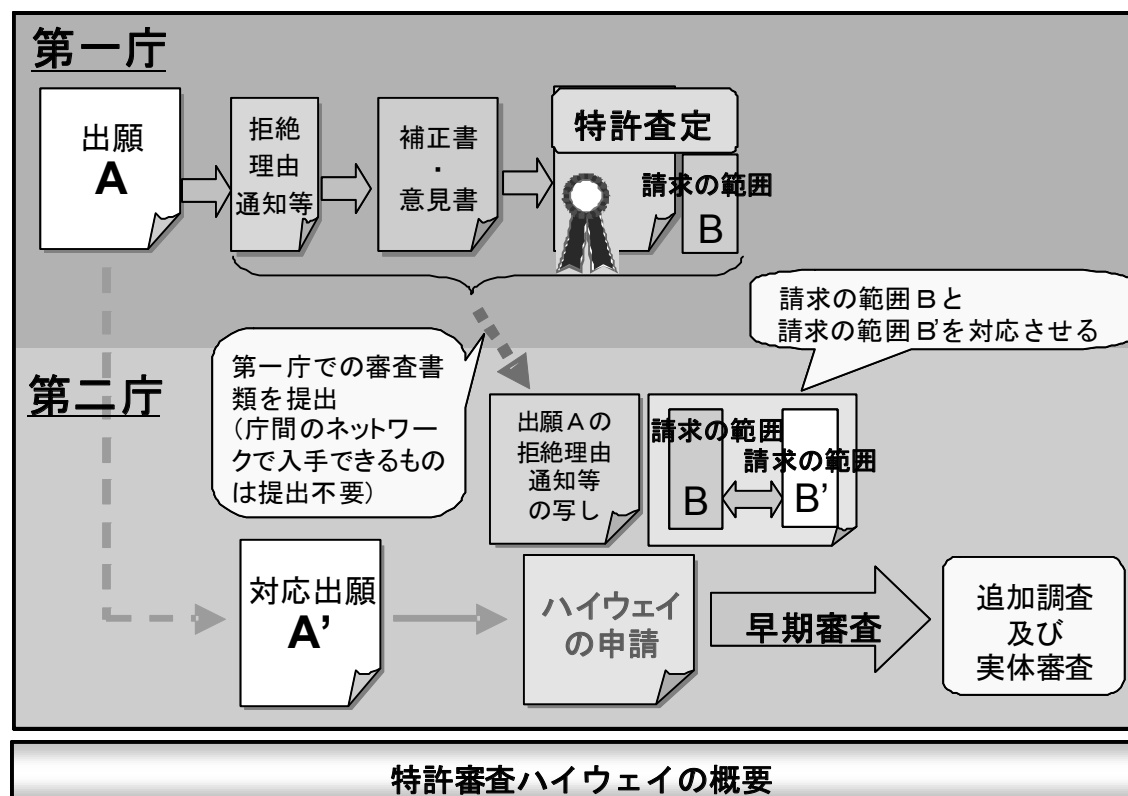
第 2 節 特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）

特許審査ハイウェイとは、最初に出願した第一庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、出願人の申請により、次に出願した第二庁（例えば米国）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みのことです。これにより、第二庁における安定した強い特許権の早期取得を支援します。

2019年4月1日時点で、日本は、42の知的財産庁（米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、欧州、スペイン、スウェーデン、メキシコ、北欧、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、台湾、フィリピン、ポーランド、ユーラシア、インドネシア、タイ、オーストラリア、コロンビア、マレーシア、チェコ共和国、ルーマニア、エジプト、エストニア、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ニュージーランド、ヴィシェグラード、トルコ）との間で PPH を実施しています。

詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>



第7章 地域における支援サービス

第1節 経済産業局等知的財産室

経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室は、各地域において産業財産権に関する行政サービスを担うほか、管轄地域内の総合調整機能役として地方自治体や関係機関等と連携を図りながら知的財産に関する普及啓発や制度等の活用促進など地域の拠点として知的財産支援を実施しています。

主な事業概要

(1) 地域における知的財産の総合的支援の展開

地域の知財に関する総合的支援として、地方自治体や関係する支援機関等と連携を図りつつ、地域ニーズに即した中小企業等に対する知的財産の普及啓発や取得・活用に係る支援事業（地域資源を活用した地域ブランド支援、意欲的な地域による先導的な知財支援の取組補助、地域の重点産業に焦点を当てた実態調査や集中支援、地元金融機関向けの意識啓発等）を展開しています。

(2) 特許等原簿の認証謄本の交付

特許庁と専用回線でつながっている端末を設置し、特許・実用新案・意匠・商標原簿の認証謄本の交付を受けることができます。

(3) 研究開発型中小企業向けの出願審査請求料・特許料（1年目～10年目）の軽減措置の確認（平成31年3月31日以前に出願審査請求をした案件に限る）

研究開発型中小企業及び公設試験研究機関等を対象とした特許料等の軽減措置について、軽減申請書の受付及び確認行為を行っています。事前の相談を行っていますので、特許料等の軽減措置を受けられる方はお気軽に知的財産室にお問い合わせください（ただし、平成31年3月31日以前に出願審査請求をした案件に限ります。平成31年4月1日以降に出願審査請求をした案件については特許庁にお問い合わせください）。

※各知的財産室の所在地は「Ⅲ参考編 7. 経済産業局等知的財産室一覧」を参照ください。

(4) 知的財産に関する相談のワンストップサービス

従来の産業財産権の相談対応に加え、新たに営業秘密、標準化、地理的表示(G I)、種苗の育成者権、著作権等の知的財産権について、相談内容を理解したうえで適切な相談対応部署を紹介いたします。

(5) テレビ会議システムを用いた面接審査

インターネット回線を利用した会議システムを使って行うテレビ面接審査を受け付けています。場所に制限はなく、出願人や代理人等が自身の PC 等から面接審査に参加して、審査官とコミュニケーションを図ることができます。

第2節 地域知的財産戦略本部

地域における知的財産に関する普及啓発や戦略的に知的財産を活用するための環境を整備するため、全国9か所の経済産業局及び沖縄総合事務局に地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域の特色やニーズを踏まえた地域知的財産戦略推進計画を策定するなど、地域における知的財産の総合的な支援を推進しています。

地域知的財産戦略本部の役割

- ・地域の特色やニーズを踏まえ、その地域に合った独自の知的財産支援を検討。
- ・地域（経済産業局等の管轄地域）における知的財産支援の方向性等を具体化した「地域知的財産戦略推進計画」の策定。
- ・地域知的財産戦略推進計画に基づく各種支援施策の推進及び各種支援情報等の提供。

各地域知的財産戦略本部のURL

北海道知的財産戦略本部 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm>

東北地域知財戦略本部 <http://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/>

広域関東圏知的財産戦略本部 <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chizai/honbu.html>

中部知的財産戦略本部 <http://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/>

近畿知財戦略本部

http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about_kip-net.html

中国地域知的財産戦略本部 <http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

四国知的財産活用推進協議会 <http://www.shikoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

九州知的財産活用推進協議会

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/titeki/kyougikai.html>

沖縄地域知的財産戦略本部 <http://ogb.go.jp/keisan/12981>

第3節 INPIT知財総合支援窓口

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、47都道府県全てに「INPIT知財総合支援窓口」を開設し、中小企業等の知的財産に関する悩みや課題についてその場で解決を図るワンストップサービスを提供します。また、知財総合支援窓口には知的財産に関する専門家である弁理士を月4回以上、弁護士を月1回以上定期的に配置し、専門性の高い課題等について解決を図るほか、支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知的財産活用の促進を図ります。

（Ⅲ参考編 10.INPIT知財総合支援窓口一覧）

第4節 弁理士・日本弁理士会

産業財産権の取得や活用あるいはトラブルの際に、専門的知識により的確なアドバイスをしてくれるのが、弁理士です。弁理士は、知的財産に関する専門家であり、特許庁への特許、実用新案、意匠、商標等に関する手続代理等を行うことのできる国家資格者です。平成30年12月31日現在、全国で約11,300人の弁理士が登録されています。

（１）弁理士の活用分野

弁理士は出願書類の作成などの手続代理だけではなく、研究開発のアドバイスや、ライセンスの交渉、権利活用のアドバイスまで、様々な分野で活用できます。

① 研究開発段階（創造活動支援）

- ・ 先行技術調査
- ・ 研究開発相談・アドバイス

② 権利取得段階（創造した成果物を産業財産権として権利化）

- ・ 権利取得関連の相談・アドバイス
- ・ 保護の相談（特許出願か、営業秘密として秘匿するかなど）
- ・ 出願書類等作成・特許庁への手続
- ・ 外国出願関係書類の作成、出願書類等の翻訳、外国弁理士のあっせん・仲介、出願先国の相談等
- ・ 特許登録に伴う年金管理・支払事務等の権利維持業務

③ 権利活用段階（取得した権利の活用支援）

- ・ ライセンス交渉・契約の代理
- ・ 鑑定
- ・ 特定侵害訴訟での訴訟代理人(弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。)
- ・ 税関への不正商品の輸出入差止手続における権利者又は輸出入者の代理
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会）における仲裁手続の代理
- ・ 日本産業規格その他の規格の案の作成への関与、相談

（２）弁理士の活用事例

十分に漏れのない権利の取得、権利の有効活用のためには、弁理士を活用すると効果的です。次に、具体的な弁理士の活用事例を紹介します。

① 研究開発から権利取得・活用

研究開発の初期の段階から、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業との技術提携、ライセンス交渉等、取得した権利の最も有効な活用方法等について、指導・アドバイス等を求めることが考えられます。

② 紛争

権利取得等の過程で把握した技術動向、経営戦略等を踏まえて、相手方企業と交渉を行い、紛争の未然防止に尽力してもらうことも考えられます。また、紛争が発生した場合でも、代理人として、裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会）における仲裁手続等を活用して、紛争の解決を図ってもらうことや、訴訟代理人（弁護士との共同受任事件に限る）や補佐人として、侵害訴訟事件に関して裁判所で積極的に活動してもらうことができます。

また、偽ブランド品などの輸出入を排除するための税関長に対する差止申立手続を依頼することもできます。

③ グローバル化への対応

諸外国での知的財産権に関する制度・運用の改正動向等についての最新情報を迅速に入手してもらい、情報提供・アドバイス等を受けることも考えられます。

（３）弁理士情報について

弁理士の団体である「日本弁理士会」において、所在地、専門分野、技術分野などからニーズに見合った適切な弁理士を選択できるよう「弁理士ナビ」（弁理士検索システム）を提供しており、本システムと特許事務所のホームページをリンクさせています。平成27年3月からは、中小企業等の支援実績の有無や、受講した研修の内容から、弁理士を検索できるようになりました。特許庁ホームページともリンクさせていますので、そこから検索することができます。

また、日本弁理士会ホームページにおいて、弁理士に依頼する時のポイント、日本弁理士会の無料相談や活動等についてもホームページで案内しています。なお、電話等でも弁理士情報に関する相談を受けています（ただし、特定の弁理士の紹介はしていません）。

詳細については、日本弁理士会へお問合せください。

「弁理士ナビ」 <http://www.benrishi-navi.com/>

（３）日本弁理士会

日本弁理士会では、地域ユーザーの知財ニーズに的確に対応し、知財活用による地域経済の向上を目的として、地域知財活性化のための活動に取り組んでいます。

- ① 全国各地（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡）に地域会を設置し、知財相談や弁理士情報の提供を行っています。
- ② 全国各地において、「知的財産フォーラム」などを開催しています。
- ③ 資力に乏しい者が、社会的に有用な優れた発明や考案、意匠の創作について権利化する場合には、案件のバランス等も審査の上、出願費用や弁理士手数料の援助を行っています。

（Ⅲ参考編 12.日本弁理士会本部・地域会一覧 参照）

第５節 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）は、全国9か所に地域本部を設置し、様々な経営課題の解決に取り組む中小企業等を対象に、知的財産、生産性向上、IT化、販路開拓、財務、法務、技術等、総合的・継続的な支援を行っています。中小機構の経験豊富な専門家が行う、企業の抱える課題や成長・発展段階に合わせた適切なアドバイス等を活用することにより、経営課題の解決、成長・発展に大きな効果が挙げられます。

■ 活用の方法と支援メニュー

全国9か所の中小機構の地域本部にお越しいただき、経営実態や経営課題をお伺いした上で、下記の支援方法や支援テーマを検討して行きます。遠隔地の方はメール相談やよろず支援拠点をご活用ください。

中小機構による主な支援メニュー

➤ **経営相談**： 専門家による経営相談、情報提供（無料）

新分野進出、新商品開発、販路開拓、生産性向上、IT化、組織活性化、営業力強化、創業、法務、技術など様々な経営課題について気軽に相談いただけます。

➤ **ハンズオン支援**： 専門家の派遣等による課題解決・成長支援（有料）

知財・経営・技術・財務などの専門家を中小企業等に長期間継続して派遣し、経営課題、発展段階に応じたタイムリーで適切なアドバイスを行います。

①専門家継続派遣事業

長期の支援計画を策定し、中小企業の育成・支援の第一線で活躍している経験豊富な専門家がステップ・バイ・ステップでアドバイスを行います。

②経営実務支援事業

技術・経営・マーケティング等の経営実務について経験豊富なアドバイザーが、特

定課題の解決に必要な実務的知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。

③販路開拓コーディネート事業

首都圏・近畿圏市場へのテストマーケティング活動を販路開拓コーディネーターが支援します。

④戦略的C I O育成支援事業

経営戦略に基づくI T化計画の策定から実施に向けて、専門家を中・長期的に派遣し、課題解決に必要なアドバイスを行うとともに、企業内I T人材の育成を支援します。

(Ⅲ参考編 13. 独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部一覧 参照)

第6節 商工会・商工会議所

中小企業にとって身近な存在である全国の商工会・商工会議所では、中小企業の知的財産に関する相談内容に応じて、各種支援機関の紹介と取り次ぎを行っています。

【お問い合わせ先】

最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会

全国商工会連合会 03-6268-0088

日本商工会議所 03-3283-7823

第7節 よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者、NP0法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施しています。

【問い合わせ先】

・全国47か所のよろず支援拠点

Ⅲ参考編 14. よろず支援拠点一覧 参照

・よろず支援拠点全国本部

独立行政法人中小企業基盤整備機構 03-5470-1581